

# 06 企 画

1. [職 員 定 数](#)
2. [旅 費](#)
3. [期 末 ・ 勤 勉 手 当](#)
4. [特 別 職 の 給 料 ・ 報 酬](#)
5. [職 員 の 給 料](#)
6. [職 員 研 修](#)
7. [行 財 政 改 革](#)
8. [防 災 体 制](#)
9. [情 報 施 策 の 概 要](#)
10. [市 民 参 加](#)
11. [文 化 振 興](#)
12. [人 権 政 策](#)
13. [国 際 交 流](#)
14. [指 定 管 理 者](#)
15. [文 化 会 館](#)
16. [三 の 倉 市 民 の 里](#)
17. [学 習 館](#)
18. [図 書 館](#)
19. [市 立 公 民 館](#)
20. [根 本 交 流 セ ン タ ー](#)
21. [精 華 交 流 セ ン タ ー](#)

# 1. 職員定数

(1) 職員定数・現在人員数（令和2.4.1現在）

事務部局及び機関の区分		定数	実数
市長の事務部局	一般の部局の職員	558人	535人
	水道事業の職員	47人	42人
議会の事務部局		7人	5人
選挙管理委員会の事務部局		兼5人	兼4人
監査委員の事務部局		5人	4人
教育委員会の事務部局		28人	27人
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局		33人	30人
農業委員会の事務部局		2人	2人
公平委員会の事務部局		兼5人	兼4人
消防機関		110人	108人
合計		790人	753人

(2) 職員定数の変遷

機関名	市長の事務部局	議会の事務部局	選挙管理委員会	監査委員	教育委員会	教育委員会の機関	農業委員会	公平委員会	消防機関	病院の職員	計
平6.4.1	839	7	2	4	31	171	3	(2)	107	—	1,164
8.4.1	844	7	2	4	31	174	3	(2)	107	—	1,172
12.4.1	858	7	2	4	27	139	2	(2)	107	—	1,146
14.4.1	834	7	2	4	27	132	2	(2)	107	—	1,115
16.4.1	779	7	(6)	6	27	113	2	(6)	107	—	1,041
18.4.1	663	9	(5)	5	29	117	2	(5)	107	176	1,108
19.4.1	653	7	(5)	5	25	63	2	(5)	107	176	1,038
22.4.1	653	7	(5)	5	25	57	2	(5)	107	—	856
28.4.1	605	7	(5)	5	28	33	2	(5)	110	—	790

※（ ）内は兼任

# 2. 旅 費

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
特別職	実費額	中級運賃 (2階級の時は上級)	現に支払った 旅客運賃	実費額	2,000円	13,300円
1級から7級までの職にある者		下級運賃			1,600円	11,800円

※公用車での出張の場合は、日当は支給しない。

※東京都特別区及び政令指定都市への出張の場合は、日当は1.3倍。

### 3. 期末・勤勉手当

(令和2.4.1現在)

区分		6月		12月		計
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
一般職	勤務成績が特に優秀な職員	130 100	<u>112</u> 100	130 100	<u>112</u> 100	<u>484</u> 100
	勤務成績が優秀な職員		<u>102</u> 100		<u>102</u> 100	<u>464</u> 100
	勤務成績が良好な職員		<u>92</u> 100		<u>92</u> 100	<u>444</u> 100
	勤務成績が良好でない職員		<u>82</u> 100		<u>82</u> 100	<u>424</u> 100
特定管理職員	勤務成績が特に優秀な職員	110 100	<u>132</u> 100	110 100	<u>132</u> 100	<u>484</u> 100
	勤務成績が優秀な職員		<u>122</u> 100		<u>122</u> 100	<u>464</u> 100
	勤務成績が良好な職員		<u>112</u> 100		<u>112</u> 100	<u>444</u> 100
	勤務成績が良好でない職員		<u>102</u> 100		<u>102</u> 100	<u>424</u> 100
市長・副市長・教育長		<u>222.5</u> 100		<u>222.5</u> 100		<u>445</u> 100

### 4. 特別職の給料・報酬

(1) 給料

(月額)

区分	現 行		改 正 前	
	月 額	改正年月日	月 額	改正年月日
市 長	1,005,000 円	平 27・4・1	980,000 円	23・4・1
副 市 長	840,000 円	27・4・1	820,000 円	23・4・1
教 育 長	665,000 円	27・4・1	650,000 円	23・4・1

## (2) 報 酬

区 分	現 行		改 正 前	
	金 額	改正年月日	金 額	改正年月日
教 育 委 員 会 委 員	月額 40,000 円	平 4・4・1	月額 33,000 円	昭 61・4・1
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	日額 15,000 円	平 22・4・1	日額 13,000 円	平 4・4・1
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	日額 12,000 円	平 4・4・1	日額 9,000 円	昭 61・4・1
非 常 勤 代 表 監 査 委 員 (識 見)	日額 24,000 円	平 4・4・1	日額 18,000 円	昭 61・4・1
非 常 勤 監 査 委 員 (議 選)	日額 12,000 円	平 4・4・1	日額 9,000 円	昭 61・4・1
公 平 委 員 会 委 員 長	日額 15,000 円	平 22・4・1	年額 37,000 円	平 4・4・1
公 平 委 員 会 委 員	日額 12,000 円	平 22・4・1	年額 28,000 円	平 4・4・1
農 業 委 員 会 会 長	月額 18,000 円	平 4・4・1	日額 15,000 円	昭 61・4・1
農 業 委 員 会 委 員	月額 15,000 円	平 4・4・1	日額 12,000 円	昭 61・4・1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	日額 15,000 円	平 22・4・1	日額 15,000 円	平 4・4・1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	日額 12,000 円	平 22・4・1		

## (3) 給料の変遷

(月額)

改正年月日	市 長	副 市 長 (助役)	教 育 長	備 考
昭 59. 6. 1	680,000円	560,000円	一般職扱い	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例
61. 4. 1	770,000円	630,000円		
63. 6. 1	810,000円	670,000円		
平 2. 4. 1	890,000円	730,000円		
4. 4. 1	970,000円	810,000円	650,000円	
8. 10. 1	1,030,000円	860,000円	680,000円	
12.1.1~15.3.31 15.7.1~19.3.31 (時限的措置)	970,000円	810,000円	650,000円	
16.10.1~18.3.31 (時限的措置)	880,000円	800,000円	—	
18.4.1~19.3.31 (時限的措置)	880,000円	800,000円	—	
19. 4. 1	1,030,000円	860,000円	680,000円	
22.4.1~23.3.31 (時限的措置)	980,000円	820,000円	650,000円	

23.	4.	1	980,000円	820,000円	650,000円	
27.	4.	1	1,005,000円	840,000円	665,000円	

※教育長について、平成29年9月30日までは多治見市教育長の給与等に関する条例による。

## 5. 職員の給料

### (1) 初任給基準

一般職（令和2.4.1現在）

（月額）

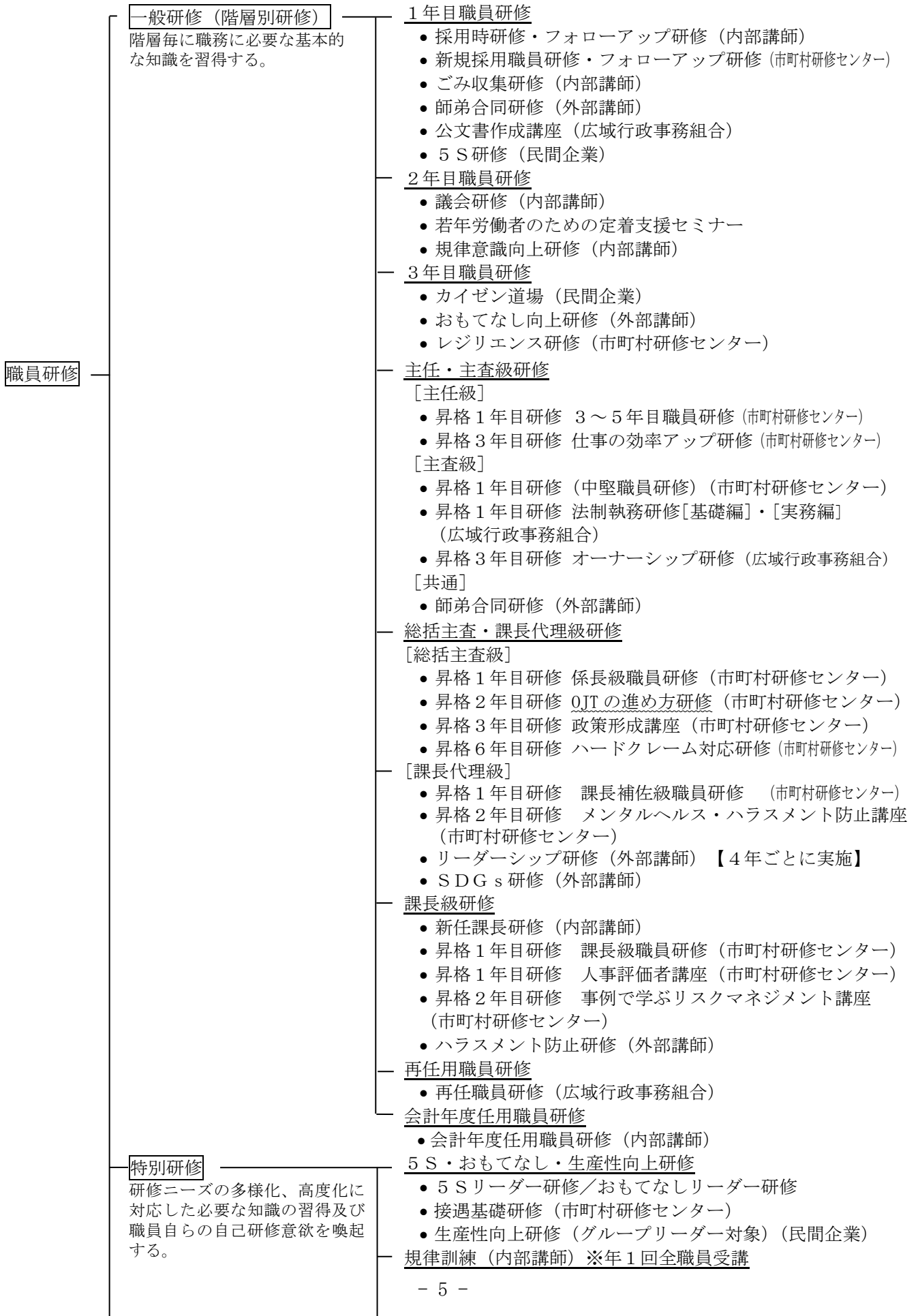
試験区分	学歴免許等	初任給
上級	大学卒	182,200円
中級	短大卒	163,100円
初級	高校卒	150,600円
その他	高校卒	146,100円

### (2) 級別職員数及び平均給料額等（一般行政職）

（令和2.4.1現在）

区分	人員	平均給料月額	最高給料月額
7級（部長・次長）	13人	433,115円	441,400円
6級（課長）	27人	405,541円	410,200円
5級（課長代理）	54人	381,306円	393,000円
4級（総括主査）	78人	359,192円	381,000円
3級（主査）	88人	303,159円	350,000円
2級（主任）	39人	223,095円	304,200円
1級（主事）	28人	195,707円	247,600円

## 6. 職員研修（令和2年度研修体系図）



- 救急救命講習参加者
- 水防訓練・防災訓練参加者

メンタルヘルス研修

- メンタルヘルス研修（管理職）（外部講師・共済組合）
- メンタルヘルス（モチベーションアップ）研修（一般職）（外部講師）
- メンタルヘルス研修（一般職）（共済組合）

市民満足度向上セミナー（部課長向け講演会）（外部講師）

不当要求防止責任者講習（外部講師）【概ね3年ごとに実施】

女性活躍推進研修（市町村研修センター）

安全運転実技研修（外部講師）

分野別研修（内部講師等）

環境マネジメント研修（環境課）／救急救命講習（予防警防課）／安全運転推進研修（講演会）（総務課）／育休職員等復帰支援研修／情報セキュリティー研修（情報課）／契約・会計研修（財政課・会計課）／情報リテラシー研修（情報課）／広報研修（秘書広報課）／貴重植物保護・保全学習会（緑化公園課）

講演会（外部講師）

派遣研修・専門研修

他の研修機関、講習会等への派遣や、自前での開催により、業務に関連する専門的な知識、技術等を習得する。

部配分研修・視察

研修所等派遣研修（募集要項を作成し、周知・募集する）

他団体、民間企業等での実務研修

自治大学校、市町村アカデミー、国土交通大学校、全国建設研修センター、自治体学会派遣研修 等

専門研修〔希望者〕（市町村研修センター）

【基礎能力】民法基礎（財産法・家族法）講座／地方自治制度・地方公務員制度講座／行政法講座／個人情報保護と情報公開講座／公文書作成講座／プレゼンテーション能力向上講座／ワンペーパーで伝わる資料作成講座／説明力向上研修

【自己管理能力】メンタルタフネス講座／個々を認め合うコミュニケーション講座／アサーティブコミュニケーション講座／事務ミス防止研修

【地方分権対応能力・職場管理能力】条例の見方・つくり方基礎講座・実務講座／法制執務基礎講座（Eラーニング）／基本法務コース（自治体法務検定）／政策法務講座／事業のスクラップ&ビルド研修／住民対応能力向上講座／不当要求行為への対応講座／自治体職員のためのコンプライアンス研修

【専門実務能力】行政実務講座（税政・選挙・地方公営企業・地方交付税・地方財政・地方公会計）／複式簿記講座／契約事務の基礎講座／債権管理・回収の実務知識講座／地方公共団体の債権管理概要／徴収職員折衝力向上講座／面接試験技法研修／住民税の課税実務講座／褒め方・叱り方研修／災害対応実務講座／議会議員セミナー／幹部セミナー／パソコン講座（ワード・エクセル・パワーポイント・アクセス）

【特別研修】地域での子育て支援のあり方研修／住民協働によるまちづくり研修／ワークショップ・ファシリテーション研修／地域観光資源の発見講座／グラフィックレコーディング研修／監査委員研修／保育士研修／幹部セミナー 等

その他専門研修

- 保育園給食調理業務支援研修（内部講師）
- 技術系職員専門研修（外部講師）
- 社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座（岐阜大学）

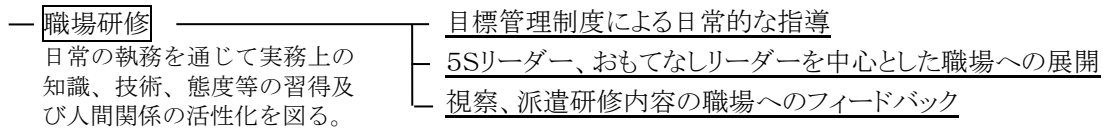
自己啓発

自主研修を行う職員に対し必要な助成を行うことにより、職員の自己啓発の高揚を図る。

自主研究グループ活動助成

公的資格受験料助成

通信教育、eラーニングの案内



## 7. 行財政改革

行政改革推進本部

- ① 目 的
- ・ 行財政の健全な運営を図る。
  - ・ 市民福祉の増進に寄与する。

- ② 組 織



(本部長 市長他 17名)

- ③ 職 務

(推進本部)

- 次に掲げる事項について方針を決定する。
- ・ 組織、機構の簡素化、合理化に関すること。
  - ・ 職員管理の適正化に関すること。
  - ・ 健全な財政運営の確保に関すること。
  - ・ 事務、事業の簡素化、効率化に関すること。
  - ・ 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
  - ・ その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(専門部会)

- ・ 本部長の指示に基づき、調査・研究する。

(ワーキンググループ)

- ・ 所掌事項につき、具体的な方策を検討する。



## 8. 防災体制

### (1) 多治見市防災会議

多治見市防災会議は、災害対策基本法第16条第1項に基づいて設置し、多治見市の防災に関する基本方針および地域防災計画を作成、その他重要事項を審議することとしている。

### (2) 多治見市地域防災計画

多治見市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に関わる事務又は業務を対処するための基本計画であり、原則、年1回見直しを行っている。

### (3) 災害対策本部

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、多治見市地域防災計画の定めるところにより「多治見市災害対策本部」を設置することとしている。

### (4) 防災訓練

多治見市地域防災計画に基づき、地域、職場、学校、その他施設等において実践的な防災訓練を実施し、防災関係機関の技術向上と相互協力体制の強化を図るとともに、住民の防災意識向上を目的として、1年に1回「多治見市総合防災訓練」を行っている。

また、随時「おとどけセミナー」等を通じ、町内会単位、グループ単位で防災講話や災害時図上訓練などの机上訓練を実施している。

さらに、各地区が主催して行う訓練に対して、消防部局とともにサポートを行っている。

### (5) 防災倉庫

災害の発生に備えて、防災資機材・非常食等を備蓄した防災倉庫を55箇所設置している。

### (6) 指定避難所・指定緊急避難場所

#### ・指定避難所

災害により家へ戻れなくなった被災者が一定期間生活する施設として指定している。

風水害 指定避難所 81ヶ所

地震災害 指定避難所 44ヶ所

#### ・指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から一時的に逃れるための避難場所として、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定している。

風水害 指定緊急避難場所 53ヶ所

地震災害 指定緊急避難場所 65ヶ所

### (7) 災害応援協定

災害時に市民の生活を守るため、国機関・地方公共団体等・民間企業・団体等と協定を締結している。

・国機関・地方公共団体等との協定

協定名称	協定先	協定締結日
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	岐阜県及び県内市町村	平成 10 年 3 月 30 日
東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援協定	岐阜県関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、愛知県瀬戸市、豊田市	平成 17 年 3 月 16 日
災害時相互応援協定	長野県飯田市	平成 17 年 11 月 1 日
災害時相互応援協定	愛知県高浜市	平成 17 年 11 月 2 日
災害時相互応援協定	愛知県田原市	平成 18 年 1 月 17 日
災害時相互応援協定	滋賀県草津市	平成 18 年 12 月 8 日
大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定	国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所	平成 22 年 4 月 1 日
災害時相互応援協定	東京都足立区	平成 24 年 2 月 13 日
災害時相互応援協定	大阪府河内長野市	平成 24 年 2 月 27 日
環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定	環境自治体会議構成会員のうち 30 市区町	平成 24 年 6 月 6 日
災害時における相互応援に関する協定	中部環境先進 5 市（安城市・新城市・掛川市・飯田市）	平成 25 年 1 月 29 日
災害時における相互応援に関する協定	愛知県北名古屋市	平成 25 年 3 月 6 日
災害時における広域防災拠点の活用に関する協定	岐阜県（防災課主管）	平成 26 年 8 月 11 日
多治見市と可児市における越境避難に関する協定	岐阜県可児市	平成 29 年 7 月 18 日

・ライフラインに関する協定

協定名称	協定先	協定締結日
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	岐阜県石油商業協同組合多治見支部	平成 8 年 3 月 1 日
都市ガス災害対策に関する業務協定（多治見市消防本部との間で締結）	東邦ガス株式会社	平成 10 年 6 月 1 日
災害時における水道業務の応援に関する協定（多治見市水道事業との間で締結）	多治見市管工事協同組合	平成 14 年 12 月 2 日
水道事故等による相互応援協定（多治見市水道事業との間で締結）	愛知県犬山市	平成 15 年 4 月 1 日
水道事故等による相互応援協定（多治見市水道事業との間で締結）	愛知県春日井市	平成 15 年 4 月 1 日
水道事故等による相互応援協定（多治見市水道事業との間で締結）	愛知県瀬戸市	平成 15 年 4 月 1 日
災害時等における水道資材の供給協力に関する協定（多治見市水道事業との間で締結）	安田株式会社	平成 17 年 2 月 17 日

災害時等における水道資材の供給協力に関する協定 (多治見市水道事業との間で締結)	山彦株式会社	平成 17 年 2 月 17 日
緊急時における L P ガスの供給に関する協定	社団法人岐阜県エルピーガス協会土岐支部多治見地区会	平成 17 年 11 月 21 日
災害時における応援協力に関する協定	社団法人岐阜電業協会多治見部会	平成 18 年 2 月 22 日
災害時等における水道資材の供給協力に関する協定	株式会社西武管商	平成 29 年 7 月 29 日
	株式会社岡本	
	株式会社米津西武	
大規模停電時における対応に関する覚書	中部電力株式会社多治見営業所	平成 30 年 12 月 25 日

・医療に関する協定

協定名称	協定先	協定締結日
災害時における医薬品等の供給協力に関する協定	多治見市薬友会	昭和 61 年 12 月 26 日
災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人多治見市医師会	平成 17 年 11 月 1 日
災害時の歯科医療救護に関する協定	多治見市歯科医師会	平成 26 年 2 月 13 日

・福祉に関する協定

協定名称	協定先	協定締結日
災害発生時における福祉避難所の使用に関する協定	医療法人仁寿会（アルマ・マータ）	平成 23 年 3 月 23 日
	社会福祉法人薫風会（エバーグリーン）	
災害発生時における福祉避難所の使用に関する協定	社会福祉法人美徳会（ビアンカ、ケアハウスビアンカ）	平成 24 年 11 月 27 日
災害発生時における福祉避難所の使用に関する協定	株式会社アイランドジー・アイ（アイランドジー・アイ小泉ショートステイ）	平成 26 年 1 月 30 日
	社会福祉法人桔梗会（ベルツリー）	
	医療法人社団浩養会（メモリアル光陽）	
	社会福祉法人サンライフ（ジョイフル多治見）	
災害発生時における福祉避難所の使用に関する協定	社会福祉法人美濃陶生苑（たじみ陶生苑、かさはら陶生苑）	平成 26 年 10 月 14 日
	社会福祉法人陶技学園（第一陶技学園、第二陶技学園）	
災害発生時における福祉避難所の使用に関する協定	株式会社快 GO TOKAI（グループホーム住ま居る）	平成 27 年 2 月 5 日

	<p>有限会社風（グループホームシュアー）</p> <p>特定非営利活動法人グットシニアライフ（グループホーム我家我家 壱番館・弐番館）</p> <p>医療法人馨仁会（グループホーム花トピア姫）</p> <p>社会福祉法人浩養会（地域密着型特別養護老人ホーム浩養園・ショートステイ浩養園）</p> <p>株式会社総合福祉ひまわり（グループホーム市之倉ひまわり、市之倉ひまわり小規模多機能事業所）</p> <p>有限会社東海ケア（グリーンホームかさはら）</p> <p>株式会社ニチイ学館（ニチイケアセンター太平町）</p> <p>有限会社望仙楼（グループホームさくらの杜、小規模多機能ホームさくらの杜）</p> <p>株式会社マル若商店（グループホーム円、グループホームホープ、小規模多機能ホーム陶都）</p> <p>メディカル・ケア・サービス東海株式会社（愛の家グループホーム多治見）</p>	
<p>災害発生時における福祉避難所の使用に関する協定</p>	<p>社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（優が丘、なごみの杜かさはら）</p> <p>特定非営利活動法人はだし工房共同作業所（はだし工房共同作業所）</p> <p>社会福祉法人みらい（けやき、第2けやき、第3けやき、けやきカレッジ、サポートセンターUライフ）</p> <p>株式会社ウィズ（デイサービスそふと）</p> <p>株式会社HSケアサービス（デイサービス室）</p> <p>株式会社カゴスエ（やさしい時間ぎんざデイサービスセンター）</p> <p>株式会社さいわいデイサービスセンター（さいわいデイサービスセンター）</p> <p>特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手（みんなの手デイサービスセンター）</p> <p>つなぐホーム株式会社（茶話本舗デイサービスセンター池田亭）</p> <p>医療法人白楊会（あんあん多治見デイサービス）</p>	<p>平成 28 年 2 月 12 日</p>

	特定非営利活動法人福祉の泉・幸寿苑（デイサービスセンター幸寿）	
	株式会社HOTTO（おあしすデイサービス大畑、おあしすデイサービス虎溪山、おあしすデイサービス明和）	
災害発生時における福祉避難所の使用に関する協定	医療法人玲仁会（幸クリニック）	平成 28 年 11 月 10 日

・食糧・生活用品に関する協定

協定名称	協定先	協定締結日
生活必需物資の供給協力に関する協定	株式会社バロー	昭和 61 年 12 月 23 日
災害時における米穀の供給協力に関する協定	みのライス株式会社	昭和 62 年 4 月 1 日
緊急時における応急生活物資確保等の協力に関する協定	生活協同組合コープぎふ	平成 16 年 12 月 10 日
災害時における生活用水の確保等支援協力に関する協定	岐阜県恵那生コンクリート協同組合	平成 18 年 12 月 22 日
災害時における飲料水等の提供に関する協定	多治見自警団	平成 20 年 9 月 24 日
災害時における食糧品供給に関する協定	東濃学校給食炊飯センター株式会社	平成 24 年 10 月 1 日
暑さ対策及び災害時における協定・支援に関する協定	株式会社伊藤園、多治見まちづくり株式会社	平成 30 年 6 月 28 日

・その他の協定等

協定名称	協定先	協定締結日
非常災害時における学校開放に関する協定	学校法人溪泉学園	昭和 56 年 4 月 8 日
非常災害時における学校開放に関する覚書	岐阜県立多治見北高等学校	昭和 52 年 9 月 1 日
非常災害時における学校開放に関する覚書	岐阜県立多治見高等学校	昭和 52 年 9 月 1 日
非常災害時における学校開放に関する覚書	岐阜県立多治見工業高等学校	昭和 52 年 9 月 1 日
非常災害時における特別養護老人ホーム開放に関する覚書	特別養護老人ホームたじみ陶生苑	平成 8 年 11 月 27 日
非常災害時における特別養護老人ホーム開放に関する覚書	特別養護老人ベルツリー	平成 10 年 4 月 6 日
災害時の放送に関する協定	おりベネットワーク株式会社	平成 13 年 7 月 1 日
災害時応援協力に関する協定	多治見市建設工業会	平成 16 年 2 月 26 日
緊急事態における災害応急対策の応援に関する協定	株式会社TYK	平成 18 年 3 月 30 日
災害時要援護者宅家具転倒防止事業への協力に関する協定	全建総連建設労働組合多治見総支部	平成 20 年 10 月 20 日
災害時における災害廃棄物の仮置場	王春工業株式会社	平成 23 年 1 月 24 日

確保に関する協定（環境課）	小名田木節株式会社	
	株式会社フィルテック（旧：寿和工業株式会社）	
	日章産業株式会社	
	株式会社博国砕石	
中日本高速道路株式会社名古屋支社多治見保全・サービスセンターの施設及び設備の避難所としての一時使用に関する協定	中日本高速道路株式会社名古屋支社多治見保全サービスセンター	平成 24 年 9 月 28 日
災害時における避難場所としての一時使用に関する協定	株式会社平成観光	平成 25 年 2 月 13 日
災害時応援協力に関する協定	公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 25 年 6 月 18 日
災害時における応援協力に関する協定書	一般社団法人多治見建設業協会	平成 26 年 4 月 17 日
特設公衆電話の設置等に関する覚書	西日本電信電話株式会社	平成 27 年 1 月 21 日
災害時における民地土砂の処理に関する協定	中部ソイルプロセッシング協同組合	平成 27 年 3 月 24 日
災害時における緊急放送に関する協定	株式会社 エフエムたじみ	平成 27 年 3 月 24 日
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 27 年 10 月 1 日
災害時における店舗用駐車場の一時使用に関する協定	ユニー株式会社 ピアゴ多治見店	平成 27 年 10 月 1 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 28 年 1 月 21 日
災害時における発電設備の一時使用に関する協定	株式会社セキュリティハウス	平成 28 年 7 月 21 日
災害時等における研修施設の使用に関する協定書	東濃信用金庫	平成 28 年 8 月 5 日
災害用備蓄物資の保管場所の使用に関する協定	西日本電信電話株式会社岐阜支店	平成 29 年 1 月 29 日
災害時における多治見市内郵便局の相互協力に関する協定	日本郵便株式会社	平成 29 年 8 月 1 日
避難所の鍵の貸与及び解錠等に関する覚書	第 2 8 区	平成 30 年 3 月 23 日
災害時における緊急物資輸送等に関する協定	株式会社平中サービス	平成 30 年 11 月 27 日
災害時における避難者等の受入れに関する協定	株式会社善都	平成 31 年 3 月 13 日

#### (8) 防災行政無線の概要

災害時の通信網の確保と的確な広報体制を図る。

##### ①同報系防災行政無線（デジタル）

親局 1、子局 191（うち 2 局は再送信子局）、戸別受信機 100

##### ②移動系防災行政無線無線（アナログ）

親局 1、車載型 46、可搬型 15、携帯型 20

(9) 国民保護

武力攻撃等から住民の命、身体及び財産を保護するため策定した「国民保護計画」に基づき、関係部局との連携に努めている。

(10) 緊急時業務対応計画

大規模な地震等による災害発生時に、市民、企業・団体等の被害軽減と行政機能の維持を目的として、緊急時業務対応計画を作成している。

(11) 防災情報の提供

・防災行政無線

・多治見市緊急メール

防災行政無線で放送する、火災・台風・大雨時の気象警報、避難勧告、避難指示、その他の緊急情報などを、登録のある携帯電話にメールでお知らせしている。

・電話応答サービス(0120-311-714)

防災行政無線の放送内容を、フリーダイヤルで聞くことができる。

・FMP i P i (株式会社エフエムたじみ)

防災行政無線で放送した緊急情報を放送している。

また、災害時における緊急放送に関する協定により、災害時に市の災害対策本部から防災情報を放送することとしている。

・おりベネットワーク (おりベネットワーク株式会社)

気象警報情報等、市民に対し緊急に周知したい事項を、おりベチャンネル画面上に文字テロップで放送するシステムを活用し、市民への災害情報を提供することとしている。

・Jアラート (全国瞬時警報システム)

弾道ミサイル情報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国から送信され、各市町村で受信、防災行政無線等を自動起動させ、国から市民まで緊急情報を瞬時に伝えることができる。

・緊急速報メール、エリアメール

気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」および「特別警報」、国・市が配信する「災害・避難情報」などを、本市対象エリアにいる方に配信する。

## 9. 情報施策の概要

### (1) 組織

- ① 多治見市情報化推進会議
  - i) 目的  
情報化に関する施策の推進を図る。
  - ii) 職務
    - ・ 地域情報化に関する事項
    - ・ 庁内情報化に関する事項
    - ・ 情報セキュリティポリシーに関する事項
  - iii) 構成員  
市長 他17名

### (2) 情報化計画

- ① 位置づけ  
「第7次多治見市総合計画」を上位計画とし、これと整合性を図りながら、まちづくりの基本方針『共につくる。まるごと元気！多治見』に基づき、市民生活の安全・安心、そして地域の活力の醸成に寄与するとともに行政運営の効率化を進めるための情報化施策を定めた個別計画。
- ② 基本施策
  - i) 安全・安心に寄与する情報化
  - ii) 魅力を高め、にぎわいと活力を創出する情報化
  - iii) 市民サービスを充実させる情報化
  - iv) 行政運営の基盤を支える情報化
- ③ 期間  
令和2年度から令和5年度（第4次）

### (3) 電算処理業務

#### ① 主な電算処理システム

システム名	サブシステム名	処理業務	主な担当課
住民記録系システム	住民記録システム	住民記録	市民課
	印鑑登録システム	印鑑登録	
	選挙システム	選挙	選挙管理委員会
文書管理システム	—	総合文書管理 (決裁管理)	総務課
財務会計システム	—	財務会計・予算	会計課 財政課
福祉系システム	障害福祉システム	障がい者支援	福祉課 子ども支援課
	児童福祉システム	児童手当	保険年金課
	生活保護システム	生活保護	福祉課
税・料金管理システム	個人住民税システム	住民税	税務課
	法人住民税システム	住民税	
	固定資産税システム	固定資産税	



	軽自動車税システム	軽自動車税	
	国民健康保険システム	国民健康保険	保険年金課
	国民年金システム	国民年金	
	後期高齢者医療制度システム	後期高齢者医療制度	
	医療費助成システム	医療手当	
	保育料システム	保育所保育料	子ども支援課
	学童保育システム	たじっこクラブ 利用負担金	教育推進課
	受益者負担金システム	受益者負担金	上下水道課
	介護保険システム	介護保険	高齢福祉課
口座振替伝送システム	—	口座振替処理	情報課
電子帳票システム	—	固定資産税	税務課
GIS固定資産システム	—		
家屋評価システム	—		
税務資料ファイリングシステム	—		
学校給食管理システム	—	学校給食業務	教育総務課
健康管理システム	—	健康管理情報	保健センター
上下水道料金システム	—	上下水道料金管理	上下水道課
水道検針システム	—	水道量検針	上下水道課
企業会計システム	—	水道会計業務	
		病院会計業務	保健センター
施設予約管理システム	—	施設予約管理	文化スポーツ課 産業観光課
重点地域リモートセンシングシステム	—	防災情報	企画防災課
避難行動要支援者管理システム	—	災害時支援	
GIS地図情報システム	—	庁内業務用地図	都市政策課
グループウェアシステム	—	庁内情報共有	情報課

#### (4) 地域情報化施策

##### ① 市民向けIT講座の開催

- i) 開催目的  
情報機器やコンテンツを操作し、ITへの関心や興味を持つ機会の提供を行う。
- ii) 活動内容  
Facebook講座（平成28年度開催）

親子ITイベント・クレイアニメ講座（平成28年度開催）

小学生対象プログラミング講座の開催（平成 29、30 及び令和元年度開催）

## 10. 市民参加

### (1) 広報活動

- ・ 広報紙

42,000部発行し、主に町内会を經由して配布しています。また、市内の一部のコンビニエンスストアやスーパー、郵便局、金融機関、病院、公共施設等にも設置しています。また、公式ホームページやGifu ebooks（ギフイーブックス）、行政情報アプリ「マチイロ」を利用することでスマートフォンでも読むことができます。

- ・ ホームページ

多治見市公式ホームページにより、インターネットを通じた情報提供をしています。生活、仕事、行政、観光などのカテゴリー別に掲載、イベント情報などはイベントカレンダーに掲載するなど、分りやすく情報が充実したサイトの構築に努めています。

- ・ ラジオ

コミュニティエフエム局FMたじみ（FMPiPi）では、市政情報番組として「多治見シティガイド」、職員が出演して情報を提供する「たじみふるさとウォーカー」、ローカルニュース番組「ニュース763」、市長出演番組、災害緊急放送などを実施しています。

- ・ インスタグラム

平成30年4月より正式に運用開始しています。「#tajimihot」をつけて投稿された市の魅力的な写真を紹介しています。

- ・ ユーチューブ

平成29年10月より正式に運用開始しています。市長のAR動画などを発信しています。

- ・ フェイスブック

平成26年4月から正式に運用開始しています。イベントなどの市政情報を発信しています。

- ・ AR（拡張現実）

平成29年2月から無料の各戸配布情報誌「おりべくらぶ」にAR付きの市長出演コラムを連載しています。

- ・ ケーブルテレビ

令和元年度6月から、おりべネットワークにおいて市長出演番組を放送しています。

- ・ デジタルサイネージ

JR多治見駅南北自由通路と駅北庁舎1階ロビーに設置し、平成27年1月に運用開始しています。イベントなどの市政情報を発信しています。

- ・ おとどけセミナー

令和元年度参加者数	611件（	18,725名）
多治見のまちづくりに関するセミナー	2件（	57名）
多治見再発見に関するセミナー	0件（	0名）
いのちと暮らしを守るセミナー	499件（	15,388名）
多治見の環境に関するセミナー	0件（	0名）
多治見の子どもと教育に関するセミナー	13件（	1,162名）
健康について考えるセミナー	87件（	1,565名）
福祉について考えるセミナー	2件（	40名）
行政のしくみと施設に関するセミナー	2件（	25名）
施設見学セミナー	2件（	43名）
オリジナルセミナー（メニュー以外のセミナー）	4件（	445名）

## (2) 広聴活動

- ・ 地区懇談会

全小学校区（13校区）で地区懇談会を上半期に開催しています。市長および部課長が出席し、主要事業などをテーマに意見交換を実施しています。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により延期）

- ・ 地域課題等に対する意見交換会

平成25年度から希望のあった小学校区で開催。平成28年度からはより開催を容易にするため、区単位での開催を可能としました。

- ・ 市長への提言

市政全般に関する提言を常時募集しています。また、年1回広報紙に「市長への提言」用紙を綴じ込み配布しています。

- ・ 市民討議会

平成21年度から県内初の事業として一般社団法人多治見青年会議所と市で開催しました。平成25年度から過去の参加者中心の市民ボランティアによる実行委員会が企画運営して開催しています。討議結果は集約・分析し、結果をまとめて市への提言として提出しています。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により延期）

- ・ 市民意識調査

市民の皆さんから市の施策や行政サービスに対する満足度などを調査し、今後の市政運営や施策形成の際の基礎資料とするため、2年に1度実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に関する設問を追加し実施しました。

- ・ パブリック・コメント

重要な計画（総合計画や各政策分野の基本となる計画や方針）の策定、見直しや、条例、規則など（処分の要件を定める告示を含む）の制定、改正、廃止などをする場合、広く市民に意見を求めるパブリック・コメントを実施しています。

- ・ 市民相談の状況

（単位=件）

区 分	相 談 日	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
市民相談	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
結婚相談	第2・第4日曜日 (12月と1月は 月1回実施)	536	608	661	604	619	546	418
法律相談	毎月第1・3金曜日	173	178	173	156	173	165	171
行政相談	毎月第3月曜日	0	1	0	0	0	0	2
交通事故相談	毎月第1木曜日	19	16	14	5	1	4	1
多重債務相談	随時	33	37	17	16	12	15	12
消費生活 相談	月～金曜日	351	557	446	659	762	846	789
犯罪被害者 相談	毎月第2水曜日			3	2		6	8
計		1,022	1,112	1,314	1,442	1,567	1,582	1,401

## (3) 市民活動支援

### ①市民活動交流支援センター“ぼると多治見”

所在地 多治見市豊岡町1丁目55番地 ヤマカまなびパーク 6階

開 設 平成15年3月

施設概要

供用開始 平成 24 年 10 月 1 日

床面積 90㎡（学習館6階の一部）

・施設の概要

市民活動（市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としない社会貢献活動）を支援し、その健全な発展を促進するため、市民の交流の場として平成15年3月開設しました。a)市民活動への支援並びに活動促進、b)市民のボランティア意識の高揚、c)ボランティア活動に取り組もうとする方への情報提供窓口を主な機能としています。

設備

設備の名称	設備の機能
印刷機	チラシや資料の作成（学習館と供用設置）
パンフレットラック	ニューズレターやチラシ等、配付物を設置
掲示板	ポスターなど団体活動のPR
コピー機	会議等の資料作成（学習館と供用設置）
図書コーナー	NPOやボランティアに関する専門図書や刊行物を設置

・利用者数（平成31年4月～令和2年3月）

（単位 人）

利用人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	504	872	868	726	523	728	997	662	558	689	1,443	304	8,874

②特定非営利活動法人設立補助金

公共的または公益的な活動をする特定非営利活動法人を設立する際に、設立に要する経費の一部を補助しています。

・補助対象経費

法人設立の際に必要な広報や宣伝、関係機関との協議等に要する経費を補助。

・補助金額

5万円を上限として補助

## 11. 文化振興

### (1) たじみ夏まつり

たじみ夏まつり実行委員会が企画・運営を行っている。市はたじみ夏まつり及び協賛事業等を支援することで、市民の賑わいや活力をつくり出し、地域の活性化を促進している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

### (2) まちづくり活動補助事業

まちづくりを行う団体やグループの創意と工夫にあふれた自主的、主体的な事業（ソフト事業・ハード事業）に対して、審査委員による公開審査会により補助金を交付することで、市民等によるまちづくり・地域振興活動が活発になることを目的とする。

令和元年度は、ソフト事業8団体に補助金を交付した。

## 12. 人権政策

市民のだれもが、一人ひとり自分らしくいきいきと生活することができるように、市民の権利を尊重するまちづくりへの取り組みを行っている。平成21年度に「多治見市人権施策推進指針」を策定し、人権尊重の視点に立ったまちづくりを一層推進しているところである。

平成17年度に「多治見市男女共同参画推進条例」を制定し、男女が性別にかかわらずお互いを大切にし個性と能力を十分に発揮して暮らすことができる社会をめざすこととしている。また、平成15年度に制定された「子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利を保障する施策を行っている。その他、差別や偏見による人権の侵害を防止し、同和問題に関する啓発活動や人権擁護委員や保護司の活動との調整なども行い、偏見や差別による人権侵害を防ぐための啓発活動を中心とした事業を展開している。

### (1) 男女共同参画

- ・「第3次たじみ男女共同参画プラン」（計画期間：平成30～令和9年度）がスタートし、進捗管理を行った。

第3次たじみ男女共同参画プランの基本目標は次のとおり。

- I. 人権を尊重した男女共同参画
- II. 誰もが活躍できる社会づくり
- III. 安心して暮らせる社会づくり

- ・男女共同参画への意識啓発として、令和2年1月16日に多治見市役所本庁舎にて「男女共同参画講演会」を実施した。

### (2) 子どもの権利

- ・平成28年度に策定した「第3次子どもの権利に関する推進計画」（計画期間：平成29～令和6年度）の進捗管理を行うとともに、子どもの権利委員会による検証を行った。

第3次推進計画の目標、柱は次のとおり。

◇目標 「子どもの自己肯定感（自分自身を大切に思える気持ち）の向上」

◇施策の方向

- 1 子どもの生命、安全を守る支援・救済体制の充実
- 2 子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進
- 3 子どもの権利に関する意識の育成・向上

- ・子どもの権利セミナーや研修、子どもの権利の日事業等広報啓発の実施、市政への参加の場である「たじみ子ども会議」（子どもによる企画運営、意見書を市へ提出）・子どもが自由に集まり意見表明する「子どものサロン」の開催、子どものパートナーとして関わろうとするおとなを登録し、広め、つなげるしくみである「たじみ子育てパートナー ウィズ・チル」の普及、推進などを行った。
- ・11月20日のたじみ子どもの権利の日をPRするポスターとなるデザインイラストを市内の子どもから公募し、ポスターを作成、学校や子ども関連施設に掲示した。令和元年度125点の応募があった。

- ・ 子どもの権利擁護委員による相談・救済活動を子どもの権利相談室（ヤマカまなびパーク4階）を窓口に行った。令和元年度相談件数59件（延べ124回）

### (3) その他の人権施策

- ・ 平成30年度に「多治見市人権に関する市民意識調査」を実施、市民の人権に対する考え方や実態を把握。それに基づき令和元年度に「第2次多治見市人権施策推進指針」を策定した。
- ・ 人権問題への関心と理解を深めることを目的とし、令和元年8月21日に「人権同和教育講演会」をバロー文化ホールにて開催した。
- ・ 人権擁護委員と連携し、令和元年8月に街頭啓発活動を、同年12月にヤマカまなびパークにて特設人権相談を行った。
- ・ 令和元年7月7日に「第68回社会を明るくする運動」街頭啓発を保護司等関係機関と連携して実施したほか、保護司会の活動支援を行った。

## 13. 国際交流

### 〈目的〉

交通手段の発達や、情報通信手段の著しい変化により、諸外国との情報交換はより容易にできるようになった。このような時代にあって、自らの文化を大切にしながら、多様な文化が共生するまちをめざして、在住外国人との交流や海外の都市との交流、来訪する外国人との交流を深める事業を行っている。

- 在住外国人に生活情報を提供する
- 国際交流の場を提供する
- 国際交流団体のネットワークづくりを進める
- 国際交流に関する情報を提供する

### ① 姉妹都市テラホート市（アメリカ合衆国インディアナ州）

#### ア. テラホート市の概要

フランス語で「土地（Terre）・崇高な（Haute）」を意味するテラホート市は、インディアナ州都インディアナポリスの南西約110kmに位置する。多くの優秀企業をはじめ、大学が5校、テレビ局、ラジオ局、オーケストラがあり、教育、文化、産業の質の高い街である。

#### イ. 姉妹都市のあゆみ

1962(昭和37)年	5月	市議会で姉妹都市提携採択。
	6月	ラルフ・タッカー市長来多、姉妹都市提携締結。
	10月	青木重喬市長テラホート市訪問。
1988(昭和63)年	8月	第1回テラホート市中学生交流派遣団を派遣。
1992(平成4)年	8月	多治見市から中学生18人、教師2人、多治見市代表団6人、文化使節団20人、国際協会事務局員2人がテラホート市を訪問。
2007(平成19)年	3月	第10回テラホート市交流派遣団が来多。中高生10人がホームステイにて滞在。



2008(平成20)年	7月	第10回テラホート市中高生交流派遣団。多治見市から中高生10人がテラホート市を訪問し、ホームステイにて滞在。
2014(平成26)年	3月	第11回テラホート市交流派遣団が来多。ビゴ郡教育長、高校生6人がホームステイにて滞在。
2014(平成26)年	7月	第11回テラホート市中高生交流派遣団。多治見市から中高生10人がテラホート市を訪問し、ホームステイにて滞在。
2016(平成28)年	7月	第12回テラホート市中高生交流派遣団。多治見市から中高生8人がテラホート市を訪問し、ホームステイにて滞在。
2019(令和元)年	7月	第12回テラホート市交流派遣団が来多。中高生10人、教師3人がホームステイにて滞在。

## ② 多治見国際交流協会

多治見国際交流協会は、平成11年に多治見市日中友好協会と多治見国際協会を統一して発足した。市民が主体となり、市民の国際理解を促進し、教育、文化、スポーツ、産業等幅広い分野で国際交流及び国際理解を図ること、また、この地で育まれた文化を尊び、他文化との共生を図り魅力ある国際都市の創造に寄与することなどを目的として以下のような事業を行っている。

- 姉妹都市交流（中高生相互派遣事業）
- 日本語講座
- 市民公開講座
- その他多文化共生事業
- 世界の料理講座
- 国際講演会
- 通訳ボランティア
- 国際交流のつどい
- ジュニアクラブ
- など

## 14. 指定管理者

指定管理者制度により「公の施設」の管理運営を民間事業者やNPOなどの団体に幅広く委ねることが可能になったため、多治見市では、利用者サービスの向上と管理運営コストの縮減を目指して、指定管理者制度を活用しています。

### 各施設の指定管理者一覧

施設名称	指定における施設の組合せ	指定管理者	指定期間
三の倉市民の里		公益財団法人 多治見市文化振興事業団	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
文化会館		公益財団法人 多治見市文化振興事業団	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
学習館、図書館及び市民活動交流支援センター	学習館／図書館／市民活動交流支援センター（本館、子ども情報センター）で一括	公益財団法人 多治見市文化振興事業団	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
養正公民館	公民館として一括	公益財団法人 多治見市文化振興事業団	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
旭ヶ丘公民館			
小泉公民館			
脇之島公民館			
市之倉公民館			
南姫公民館			
根本交流センター		公益財団法人 多治見市文化振興事業団	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
精華交流センター		公益財団法人 多治見市文化振興事業団	1年 (R2/4/1～R3/3/31)
小泉交流センター		特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	3年 (R2/4/1～R5/3/31)
星ヶ台競技場	総合体育館・屋外体育施設・指定公園として一括	感謝と挑戦の KGI グループ	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
球場 (市営、滝呂)			
テニスコート (星ヶ台第1・第2、脇之島、共栄、向島)			
運動広場 (星ヶ台、旭ヶ丘、脇之島、北丘、市之倉、笠原梅平、笠原向島)			

旭ヶ丘弓道場			
総合体育館			
指定公園			
笠原体育館、中央公民館、図書館笠原分館	多治見市笠原地区の文化・体育施設として一括	公益財団法人 多治見市文化振興事業団	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
池田保育園		社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
旭ヶ丘保育園		社会福祉法人 前畑育英会	5年 (R2/4/1～R7/3/31)
発達支援センター なかよし・ひまわり	なかよし／ひまわりで一括	社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
各児童館・児童センター（太平・滝呂・姫を除く）	旭ヶ丘児童センター 共栄児童館 の2館で一括	社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
	坂上児童館 中央児童館 市之倉児童センター 脇之島児童センター の4館で一括	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
	笠原児童館	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	3年 (R2/4/1～R5/3/31)
総合福祉センターの施設・サンホーム滝呂・ふれあいセンター姫	機能単位で分割せず、3館で一括	社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
かさほら福祉センター		社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
勤労者センター		公益財団法人 多治見市文化振興事業団	3年 (H30/4/1～R3/3/31)
文化工房		株式会社 共栄電気炉製作所	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
美濃焼ミュージアム		公益財団法人 多治見市文化振興事業団	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
産業文化センター		株式会社 ビーウェル	5年 (H28/4/1～R3/3/31)
モザイクタイルミュージアム		一般財団法人 たじみ・笠原タイル館	4年10ヶ月 (H28/6/1～R3/3/31)
多治見駅北広場		多治見まちづくり株式会社	5年 (H31/4/1～R6/3/31)
土岐川観察館		河川自然環境保全復元団体 リバーサイドヒーローズ	5年 (H31/4/1～R6/3/31)
駐車場	豊岡駐車場／豊岡原動機付自転車駐車場で一括	公益財団法人 多治見市文化振興事業団	3年 (H30/4/1～R3/3/31)

	駅南・駅北ロータリー駐車場／駅東原動機付自転車駐車場一括	蔦井株式会社	3年 (R2/4/1～R5/3/31)
	駅北立体駐車場	多治見まちづくり株式会社	3年 (R2/4/1～R5/3/31)
火葬場		太陽築炉工業株式会社	5年 (H31/4/1～R6/3/31)
市民病院		社会医療法人 厚生会 木沢記念病院	23年 (H22/4/1～R15/3/31)

## 15. 文化会館（バロー文化ホール）

### (1) 概要

- ① 所在地 多治見市十九田町2丁目8番地
- ② 面積  
敷地面積 16,513㎡  
建築面積 5,231㎡  
延床面積 7,552㎡
- ③ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（地上3階）、一部鉄骨造
- ④ 開館 昭和56年4月
- ⑤ 建設費 2,100,000千円

### (2) 施設

- ① 開館時間 午前9時～午後9時30分
- ② 休館日 火曜日（祝日の場合開館）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- ③ 各階案内

区分	名称		席数・面積等	内 容
1階	大ホール		ワンスロープ方式 1,314席	固定席 1,182席 移動席 116席 母子席 10席 車いす席 6席
	小ホール		ワンスロープ方式 402席	固定席 390席 母子席 8席 車いす席 4席
	展示室	A	234㎡	一般展示用
		B	82㎡	一般展示用
	楽屋	1	30.8㎡	洋室 9人用
		2	30.8㎡	和室 9人用
		3	14.5㎡	和室 4人用
		4	14.5㎡	洋室 4人用
		5	13.2㎡	洋室 4人用
		6	31.4㎡	洋室 6人用
	リハーサル室		57.4㎡	
	楽屋事務室		10.0㎡	
	主催者控室		14.5㎡	
	休養室		4.5畳	
その他			浴室・シャワー室・会館事務室・自販機コーナー・喫茶室	

2階	大会議室		250.6㎡	いす席 150人	
	練習室	1	68.9㎡	いす席 28人	
		2	59.9㎡	防音室・いす席 30人	
		3	48.2㎡	いす席 20人	
		4	48.2㎡	いす席 14人	
	和室		57.75㎡	21畳	
屋外	駐車場		240台	第1駐車場	81台
				第2駐車場	71台
				第3駐車場	44台
				第4駐車場	40台
				身障者用	4台
	自転車置場		80台	A	30台
				B	50台

(3) 施設利用者集計表 (令和元年度)

(単位:人)

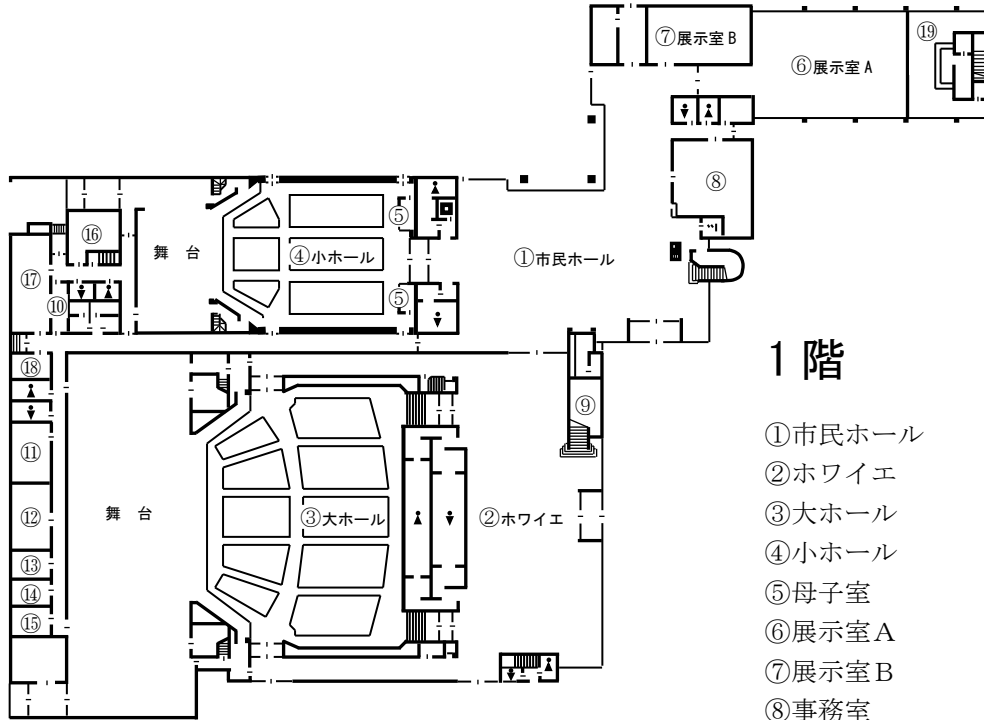
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
大ホール	5,141	3,517	10,479	9,015	4,898	1,362	9,482	15,021	4,282	4,888	4,603	41	72,729	6,061
小ホール	2,005	1,734	3,152	2,336	1,823	2,858	2,340	2,751	2,337	1,394	3,127	272	26,129	2,177
展示室 A	959	1,266	1,505	793	891	3,021	1,254	1,734	1,448	1,850	5,518	41	20,280	1,690
展示室 B	1,267	1,797	1,398	605	1,598	2,425	576	1,401	1,402	1,602	4,079	537	18,687	1,557
大会議室	1,227	1,303	1,995	1,489	1,195	1,926	1,347	1,509	3,827	1,075	5,860	293	23,046	1,921
練習室 1	486	626	861	689	393	534	594	588	2,590	493	642	304	8,800	733
練習室 2	413	510	548	376	395	400	398	479	591	365	447	231	5,153	429
練習室 3	475	365	515	351	389	464	343	379	1,637	349	397	344	6,008	501
練習室 4	92	204	264	190	105	183	77	193	162	58	89	100	1,717	143
和室	197	245	248	228	170	344	249	176	226	192	161	97	2,533	211
合計	12,262	11,567	20,965	16,072	11,857	13,517	16,660	24,231	18,502	12,266	24,923	2,260	185,082	15,424

昭和56年(開館年)及び平成25年度～令和元年度利用者集計表

(単位:人)

	大ホール	小ホール	展示室 A	展示室 B	大会議室	練習室 1	練習室 2	練習室 3	練習室 4	和室	合計
昭和 56 年度	58,575	23,660	13,745	1,935	16,580	3,271	766	1,780	143	1,517	121,972
平成 25 年度	76,799	31,245	19,448	20,382	25,367	8,975	6,345	4,971	2,243	3,437	199,212
平成 26 年度	65,542	28,064	25,618	23,122	26,193	9,977	6,623	6,010	1,952	3,774	196,875
平成 27 年度	69,985	33,385	24,703	21,912	27,502	9,719	7,184	5,316	1,718	3,694	205,118
平成 28 年度	33,040	15,792	26,393	20,864	26,504	9,737	6,596	5,345	1,716	3,439	149,426
平成 29 年度	79,186	25,782	24,760	20,443	23,849	9,340	5,969	5,450	1,930	3,919	200,628
平成 30 年度	76,126	25,222	23,683	22,432	26,506	9,484	5,191	6,454	2,104	3,511	200,713
令和元年度	72,729	26,129	20,280	18,687	23,046	8,800	5,153	6,008	1,717	2,533	185,082

●●●●●●● 文化会館平面図 ●●●●●●●

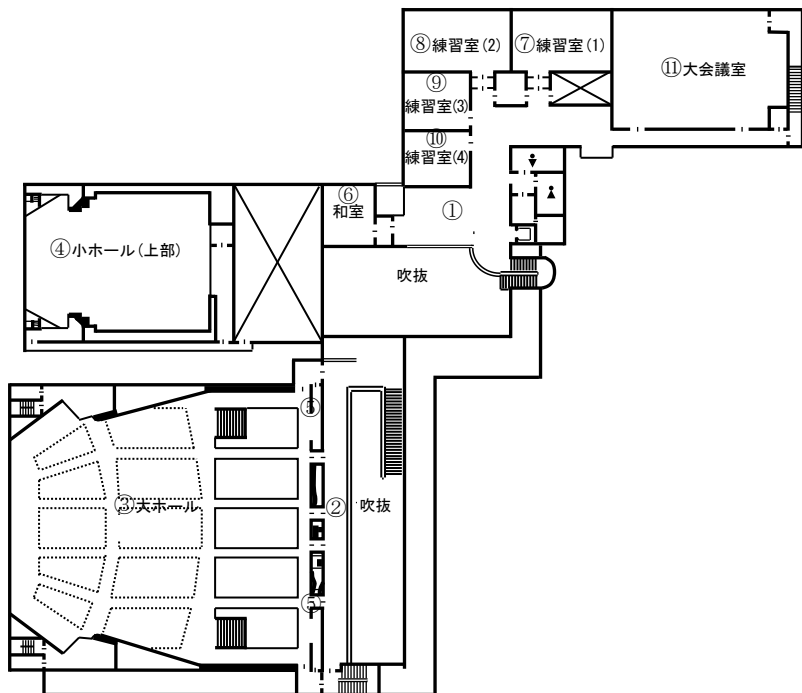


1 階

- ①市民ホール
- ②ホワイエ
- ③大ホール
- ④小ホール
- ⑤母子室
- ⑥展示室 A
- ⑦展示室 B
- ⑧事務室
- ⑨主催者事務室
- ⑩楽屋事務室
- ⑪楽屋 1
- ⑫楽屋 2
- ⑬楽屋 3
- ⑭楽屋 4
- ⑮楽屋 5
- ⑯楽屋 6
- ⑰リハーサル室
- ⑱主催者控室
- ⑲喫茶室

2 階

- ①会議室ロビー
- ②ギャラリー
- ③大ホール
- ④小ホール(上部)
- ⑤母子室
- ⑥和室
- ⑦練習室(1)
- ⑧練習室(2)
- ⑨練習室(3)
- ⑩練習室(4)
- ⑪大会議室





(4)利用料金(多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例 第16条関係)

1 ホール・展示室等

時間区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	延長1時間までに
大ホール	平日	13,750円	20,630円	34,380円	34,380円	55,000円	68,750円	6,820円
	土、日、休日	17,880円	27,500円	45,380円	45,380円	72,880円	90,750円	9,020円
小ホール	平日	4,400円	7,330円	11,730円	11,730円	19,070円	23,470円	2,310円
	土、日、休日	5,870円	8,800円	14,670円	14,670円	23,470円	29,330円	2,860円
展示室A	平日	2,750円	2,750円	2,750円	5,500円	5,500円	8,250円	880円
	土、日、休日	3,850円	3,850円	3,850円	7,700円	7,700円	11,550円	1,320円
展示室B		1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	3,190円	3,190円	530円
楽屋	1	2,200円	2,860円	2,860円	5,060円	5,720円	7,920円	770円
	2	2,200円	2,860円	2,860円	5,060円	5,720円	7,920円	770円
	3	1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
	4	1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
	5	1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
	6	1,650円	2,860円	2,860円	4,510円	5,720円	7,370円	880円
主催者控室		1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
リハーサル室		2,200円	2,860円	2,860円	5,060円	5,720円	7,920円	770円

備考

- 1 利用者が入場料金等を徴収して利用する場合は、次の額を加算する。
  - (1) 入場料金等の最高額が500円を超え1,500円までの場合は、この表に定める利用料金の5割の額
  - (2) 入場料金等の最高額が1,500円を超え3,000円までの場合は、この表に定める利用料金の10割の額
  - (3) 入場料金等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料金の20割の額
- 2 利用者が商業宣伝を目的として利用する場合は、この表に定める利用料金の10割の額を加算する。
- 3 大、小ホールのうち、舞台のみを利用する場合は、この表に定める利用料金の3割に相当する額とする。
- 4 利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間(1時間未満の端数を生じたときは、1時間に切り上げる。)ごとに次の額を加算する。

大ホール (主催者控室、楽屋1、楽屋2、楽屋3、楽屋4、楽屋5又はリハーサル室を同時に利用する場合は、主催者控室、楽屋1、楽屋2、楽屋3、楽屋4、楽屋5又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。)	6,180円	小ホール (主催者控室、楽屋6又はリハーサル室を同時に利用する場合は、主催者控室、楽屋6又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。)	1,780円
展示室A	740円	展示室B	420円

主催者控室	100円	楽屋 1	210円
楽屋 2	210円	楽屋 3	100円
楽屋 4	100円	楽屋 5	100円
楽屋 6	210円	リハーサル室	420円

5 利用者が浴室又はシャワー室を利用する場合は、1時間（1時間未満の端数を生じたときは、1時間に切り上げる。）ごとに次の額を加算する。

浴室	320円	シャワー室	320円
----	------	-------	------

6 延長時間を算定する場合に、1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

7 この表において「土、日、休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とし、「平日」とは、それ以外の日とする。

## 2 会議室等

利用区分	単位	利用料金	
大会議室	午前9時から始まる1時間ごとの	1,210円	
練習室	1	区分及び午後8時からの1時間30分の区分	550円
	2		550円
	3		440円
	4		940円
和室		440円	

### 備考

- 1 利用者が入場料金等を徴収して利用する場合は、次の額を加算する。
  - (1) 入場料金等の最高額が500円を超え1,500円までの場合は、この表に定める利用料金の5割の額
  - (2) 入場料金等の最高額が1,500円を超え3,000円までの場合は、この表に定める利用料金の10割の額
  - (3) 入場料金等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料金の20割の額
- 2 利用者が商業宣伝を目的として利用する場合は、この表に定める利用料金の10割の額を加算する。
- 3 利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間（1時間未満の端数を生じたときは、1時間に切り上げる。）ごとに次の額を加算する。

大会議室	740円
練習室（各室）	420円
和室	420円

（多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例 第16条関係）

附属設備利用料金	1件につき6,810円以内で市長が別に定める額
----------	-------------------------

## 16. 三の倉市民の里

### (1) 概要

- ① 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地
- ② 沿革 昭和62年度 地域農業拠点整備事業—集落環境整備  
区画整理、連絡道、自然体験施設(キャンプ場)、野外運動施設(テニスコート)、体験学習施設(観察果樹園)、椎茸栽培施設(地区外)
- (合計) 131,557千円
- 昭和62年度(一般分)
- 敷地造成 425㎡ 7,480千円
- 造成設計 1,102千円
- 本館実施設計 3,500千円
- (合計) 12,082千円
- 昭和63年度(地域活性化緊急整備プロジェクト)
- 本館建設 1,660㎡ 256,300千円
- 取り付け道路 9,500千円
- 付帯工事 29,787千円
- (合計) 295,587千円
- ③ 面積 敷地面積 約100,000㎡  
建築面積 1,393.5㎡  
延床面積 1,659.89㎡
- ④ 構造 鉄骨造2階建(内部木造仕上げ)、一部地下鉄筋コンクリート造
- ⑤ 開所 平成元年6月

### (2) 施設

- ① 開所時間 午前9時～午後5時
- ② 利用時間

施設の種類		利用日時
宿泊研修センター・ ログハウス	宿泊	午後4時から翌日の正午まで
	宿泊以外	午前9時から午後10時まで
体験学習棟		午前9時から午後10時まで
テニスコート グラウンド		午前9時から午後5時まで
キャンプ場		午後1時から翌日の正午まで 又は午前9時から午後5時まで

- ③ 休館日 火曜日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
- ④ 施設案内

#### ● 宿泊研修センター

- 1階(コミュニティホール、談話コーナー、ピロティー、浴室(2室)、厨房)
- 2階 宿泊室

部屋	面積(㎡)	大きさ(畳)	定員(人)
A 大海	34	17	13
B 大空	36	18	14
C 風の子	22	10	7
D 大地	88.9	46	36
ミーティングルーム	16.5	10	8
計	197.4	101	78

●その他の施設

体験学習棟（定員50人）、ログハウスA（定員7人）、ログハウスB（定員12人）、ログハウスC（定員15人）、第1天文台（定員10人）、第2天文台（定員30人）、キャンプ場（定員約80人）、テニスコート（4面）、グラウンド、しいたけ栽培施設、その他

(3)施設利用者集計表

(単位：人)

年別	宿泊本館 ログ	会議室	学習棟	専用	日帰り	キャンプ (宿泊)	キャンプ (日帰り)	グラウンド	テニス	天文台	イベント	見学者	計	多治見 土岐 瑞浪	左記 以外 市外
25年	5,321	237	796	2,578	1,112	473	3,918	1,187	519	1,239	9,672	797	27,849	20,392	7,457
26年	5,198	494	1,552	3,704	2,155	686	4,146	1,563	469	1,686	6,246	782	28,681	19,230	9,451
27年	5,111	258	656	1,819	3,689	597	3,579	1,482	1,085	1,216	8,949	957	29,398	19,427	9,971
28年	5,608	38	1,296	1,381	1,466	630	3,507	1,047	951	1,455	9,550	1,148	28,077	19,451	8,626
29年	5,632	40	1,227	1,626	1,578	949	4,033	2,091	667	1,431	8,146	1,927	29,347	19,160	10,187
30年	5,267	0	1,088	1,695	1,462	533	3,757	2,238	747	1,295	12,570	2,555	33,207	21,796	11,411
元年	5,197	0	1,136	2,639	1,692	480	3,692	2,764	861	738	12,342	2,832	34,373	21,801	12,572

(4)利用料金(多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例 第12条関係)

1 宿泊研修センター

区分				金額	冷暖房利用料金
宿泊料	宿泊室A	1室1泊	4～8人向け	8,800円	
	宿泊室B		6～10人向け	9,900円	
	宿泊室C		3～4人向け	5,500円	
	宿泊室D		15人以上団体向け	22,000円	
専用利用料金	会議室	1時間までごとに		370円	210円

備考

主たる利用者が市外在住の者(土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。以下同じ。)である場合は、宿泊料又は専用利用料金(冷暖房利用料金を除く。)にその10割に相当する額を加算する。

2 ログハウス

区分			宿泊料
ログハウスA	1室1泊	3～4人向け	5,500円
ログハウスB		4～9人向け	8,800円
ログハウスC		5～10人向け	9,900円

備考

主たる利用者が市外在住の者である場合は、宿泊料にその10割に相当する額を加算する。

3 体験学習棟

区分		専用利用料金	冷暖房利用料金
研修室A	1時間までごとに	440円	210円
研修室B		440円	210円

備考

主たる利用者が市外在住の者である場合は、専用利用料金にその10割に相当する額を加算する。

4 テニスコート

区分		専用利用料金
1 時間までごとに	コート 1 面	520円

備考

主たる利用者が市外在住の者である場合は、専用利用料金にその 10 割に相当する額を加算する。

5 キャンプ場

区分		利用料金
キャンプ場	1 団体 1 回	2,420円

備考

1 1 団体は 30 人までとする。

2 主たる利用者が市外在住の者である場合は、利用料金にその 10 割に相当する額を加算する。

6 グラウンド

区分		専用利用料金
1 時間までごとに		300円

備考

主たる利用者が市外在住の者である場合は、専用利用料金にその 10 割に相当する額を加算する。

(多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例 第12条関係)

区分		専用利用料金	冷暖房利用料金
宿泊室 A	1 時間までごとに	280円	150円
宿泊室 B		280円	150円
宿泊室 C		280円	150円
宿泊室 D		730円	420円
ミーティングルーム		260円	150円
ログハウス A		260円	150円
ログハウス B		400円	210円
ログハウス C		400円	210円

備考

1 宿泊室Dの面積を2分の1に分割し、これを1単位として利用させることができる。この場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額とする。

2 主たる利用者が市外在住の者である場合は、専用利用料金にその 10 割に相当する額を加算する。

## 17. 学習館（ヤマカまなびパーク

…図書館本館・市民活動交流支援センターとの複合施設)

### (1) 概要

- ① 所在地 多治見市豊岡町1丁目55番地
- ② 面積  
敷地面積 3,526.21㎡  
建築面積 1,196.3㎡  
延床面積 5,963.12㎡
- ③ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階  
一部鉄骨造 地下2階
- ④ 開館 平成9年4月
- ⑤ 建設費 3,677,100千円（学習館全体）

### (2) 各階案内

	一般施設共有部分	貸出施設
地下1階	駐車場	
1階	案内、ロビー、サンルーム	陶芸室、学習室101、オープンギャラリー
4階	自習コーナー	学習室401～403
5階	学習館事務室	学習室501～506
6階	放送大学・市民活動交流支援センター	視聴覚室・和室・工作室・美術室
7階		多目的ホール・音楽室

- ① 開館時間 火曜日から日曜日 午前9時～午後9時30分
- ② 休館日 月曜日（祝日の場合開館）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

### (3) 事業内容

- ・生涯学習講座及び事業（桔梗大学、その他の生涯学習事業 等）
- ・文化事業（美術展、その他の文化事業 等）
- ・放送大学に関する事業
- ・公民館との連絡調整
- ・施設の貸出・管理業務 等

### (4) 施設利用者集計表

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
人数	97,540	113,516	119,129	114,800	117,430	114,442	108,461

## (5)利用料金

### 1 多目的ホール・1階ギャラリー

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	延長1時間ま でごとに
多目的ホール	3,850円	5,830円	8,250円	17,930円	1,650円
1階ギャラリー	1,320円	1,760円	1,320円	4,400円	440円

#### 備考

- 1 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時30分までを引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 利用者が入場料金等を徴収して利用する場合は、次の額を加算する。
  - ① 入場料金等の最高額が500円を超え1,500円までの場合は、この表に定める利用料金の5割の額
  - ② 入場料金等の最高額が1,500円を超え3,000円までの場合は、この表に定める利用料金の10割の額
  - ③ 入場料金等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料金の20割の額
- 3 舞台のみを利用する場合は、この表に定める利用料金の3割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 多目的ホールの利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに820円を加算する。

### 2 学習室等

区分	利用料金（午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき）	冷暖房設備利用料金（1時間までごとに）
学習室101	440円	100円
学習室401	440円	100円
学習室402	500円	100円
学習室403	440円	100円
学習室501	880円	210円
学習室502	660円	210円
学習室503	440円	100円
学習室504	440円	100円
学習室505	440円	100円
学習室506	440円	100円
視聴覚室	940円	210円
美術室	770円	210円
工作室	550円	210円
音楽室	550円	210円
和室	880円	210円
陶芸室	330円	100円

備考：学習室501及び和室を2室に区分して利用する場合は、この表に定める利用料金及び

冷暖房利用料金の5割に相当する額とする。

### 3 附属設備利用料金

多治見市学習館附属設備	1件につき5,000円以内で市長が別に定める額
-------------	-------------------------

### 4 駐車料金

- ・30分までごとに1台 100円
  - ・回数利用券料金100円券11枚 1,000円
- 備考 学習館又は図書館等の利用者については、最初の1時間までの駐車料金を無料とする。



## 18. 図書館

### (1) 概要

#### ① 図書館本館

- ・延床面積（図書館分） 3,307.08㎡
  - 地下1階・2階(閉架書庫) 528.02㎡
  - 1階(作業室) 99.77㎡
  - 2階(児童・文学閲覧室) 1,136.38㎡
  - 3階(一般・郷土閲覧室) 1,188.95㎡
  - 4階(学習コーナーなど) 353.96㎡
- ・開館時間 火曜日から金曜日 午前10時～午後8時  
土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後6時
- ・休館日 毎週月曜日（ただし祝祭日と重なるときは開館）、図書整理日（毎月第3木曜日。ただし祝祭日と重なるときはその前日）、年末年始（12月28日から翌1月4日）、特別休館日

#### ② 子ども情報センター

- ・所在地 多治見市常盤町1番地
- ・面積
  - 敷地面積 817.88㎡
  - 床面積 590.2㎡
    - 1階 351.32㎡
    - 2階 221.93㎡
    - その他 16.96㎡
- ・構造 鉄筋鉄骨コンクリート造2階建
- ・開館 昭和63年4月9日
- ・建設費 112,414千円
- ・開館時間 火曜日から日曜日 午前10時～午後8時  
土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後6時
- ・休館日 毎週月曜日（ただし祝祭日と重なるときは開館）、図書整理日（毎月第3木曜日。ただし祝祭日と重なるときはその前日）、年末年始（12月28日から翌1月4日）、特別休館日
- ・目的外使用（多治見市図書館の設置等に関する条例第8条関係）  
研修室 1時間までごとに 専用使用料490円、冷暖房使用料210円

#### ③ 笠原分館

- ・所在地 多治見市笠原町2081番地の1（笠原中央公民館2階）
- ・面積 床面積 288㎡
- ・開館 昭和59年11月2日
- ・建設費 1,608,000千円（笠原中央公民館全体）
- ・開館時間 火曜日から日曜日 午前10時～午後6時
- ・休館日 毎週月曜日（ただし祝祭日と重なるときは開館）、図書整理日（毎月第3木曜日。ただし祝祭日と重なるときはその前日）、年末年始（12月28日から翌1月4日）、特別休館日

### (2) 事業内容

#### ① 令和元年度利用状況

	新規登録人数	貸出人数	貸出冊数
本館	1,212	158,491	644,260

子ども情報センター	150	15,053	75,225
笠原分館	201	17,135	80,621
合 計	1,563	190,679	800,106

② 令和元年度資料収集状況

	受入図書数	年度末蔵書数	備 考
本 館	9,565	428,908	A V、雑誌は除く
子ども情報センター	1,265	22,768	A V、雑誌は除く
笠原分館	1,819	37,406	A V、雑誌は除く
合 計	12,649	489,082	

③ 分類別蔵書数

(令和2年3月31日現在)

分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	絵本等	その他	計	
館別資料別	総記	哲学	歴史	社会	自然	技術	産業	芸術	言語	文学				
本館	一般書	13,788	11,960	27,496	45,638	20,996	25,414	11,251	51,497	8,186	113,220	0	371	329,817
	ヤングアダルト	8	27	9	65	41	11	9	38	6	1,276	0	0	1,490
	児童書	708	544	2,808	3,204	5,836	2,465	1,565	3,380	1,213	20,590	27,786	176	70,275
	県郷土資料	5,041	9	110	19	1	17	7	14	1	11	0	0	5,230
	市郷土資料	4,199	1	19	14	0	8	4	7	0	2	0	0	4,254
	参考資料	656	166	1,179	710	770	492	275	442	650	464	0	0	5,804
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,038	12,038
	計	24,400	12,707	31,621	49,650	27,644	28,407	13,111	55,378	10,056	135,563	27,786	12,585	428,908
子ども情報センター	一般書	227	67	125	1,591	321	1,712	118	429	144	185	0	8	4,927
	ヤングアダルト	60	52	18	74	22	42	43	276	17	1,888	0	0	2,492
	児童書	138	190	754	551	1,174	388	233	556	168	2,109	7,942	661	14,864
	県郷土資料	21	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	22
	市郷土資料	179	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	183
	参考資料	3	0	6	2	0	0	0	0	13	2	0	0	26
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	254	254
	計	628	309	904	2,219	1,518	2,142	394	1,262	342	4,185	7,942	923	22,768
笠原分館	一般書	1,034	687	1,314	1,656	1,748	2,917	835	4,278	399	7,877	0	298	23,043
	ヤングアダルト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童書	125	150	483	564	1,143	464	295	621	264	3,686	5,464	223	13,482
	県郷土資料	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	市郷土資料	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	参考資料	35	2	4	3	1	0	1	5	67	7	0	0	125
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	746	746
	計	1,204	839	1,801	2,223	2,892	3,381	1,131	4,904	730	11,570	5,464	1,267	37,406
全館	一般書	15,049	12,714	28,935	48,885	23,065	30,043	12,204	56,204	8,729	121,282	0	677	357,787
	ヤングアダルト	68	79	27	139	63	53	52	314	23	3,164	0	0	3,982
	児童書	971	884	4,045	4,319	8,153	3,317	2,093	4,557	1,645	26,385	41,192	1,060	98,621
	県郷土資料	5,067	9	110	19	2	17	7	14	1	11	0	0	5,257
	市郷土資料	4,383	1	20	15	0	8	4	8	0	3	0	0	4,442

参考資料	694	168	1,189	715	771	492	276	447	730	473	0	0	5,955
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,038	13,038
計	26,232	13,855	34,326	54,092	32,054	33,930	14,636	61,544	11,128	151,318	41,192	14,775	489,082

④ 視聴覚資料・雑誌等所蔵状況

(令和2年3月31日現在)

資料種別	本館	子ども情報センター	笠原分館	計
C D (枚)	4,563	1	1	4,565
カセットテープ	1	0	0	1
D V D (枚)	1,355	31	52	1,438
ビデオテープ(本)	28	0	0	28
視覚障がい者用録音図書	258	0	0	258
雑誌(タイトル)	125	16	20	161
新聞(誌)	16	6	5	27
官公報	1	0	0	1

⑤ 各種ボランティア

グループ名	メンバー数	活動内容
書架整理ボランティア	4名	返却資料の排架と開架の書架整理
修理ボランティア	18名	破損資料の修理およびAV資料の装備
絵本案内人ボランティア	9名	ブックスタート・フォローアップ事業における「読み聞かせ」

## 19. 市立公民館

### 《 目 的 》

市民の実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の教養向上、健康の増進及び生活文化の振興を図り、生涯学習に寄与することを目的とする。

### (1) 施設・事業内容

区 分	所 在 地 ( 設 置 )	構 造	建物面積	事 業 内 容
旭ヶ丘公民館	旭ヶ丘8丁目29-99 (昭和53年4月)	鉄筋鉄骨造 地上1階	593.90㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報活動 月1回「旭ヶ丘公民館だより」の発行 対象世帯 約4,200世帯 ホームページの更新</li> <li>・ 旭ヶ丘公民館まつりの開催</li> <li>・ 「ローカギャラリー」(利用者同士の交流、地域住民の公民館利用促進を目指す事業)</li> <li>・ 「寺子屋」(子どもの居場所づくり事業)</li> <li>・ 各種講座の開設</li> <li>・ 各種講演会・コンサートの開催</li> <li>・ 図書閲覧・貸出</li> <li>・ 公民館活性化委員の事業</li> <li>・ 地域活動との連携・支援(児童センター、小中学校、自治組織、青少年まちづくり市民会議など)</li> <li>・ 施設の貸出</li> <li>・ 統計資料・記録等の収集及び提供</li> <li>・ 各種団体の作品等展示</li> <li>・ 自主活動の支援</li> </ul>
市之倉公民館	市之倉町8丁目 138 (昭和56年4月)	鉄筋コンクリート造 地上2階	770.00㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報活動 月1回「陶の里いちのくら公民館からの手紙」の発行 対象世帯 約3,300世帯 ホームページの更新</li> <li>・ 「市之倉ふるさと楽園」(地域住民がお互いに学び合う生涯学習の場)</li> <li>・ 市之倉公民館 文化祭の開催</li> <li>・ 各種講座の開設</li> <li>・ 各種講演会・コンサートの開催</li> <li>・ 図書閲覧・貸出</li> <li>・ 公民館活性化委員の事業</li> <li>・ 地域活動の連携・支援(児童センター、小中学校、自治組織、青少年まちづくり市民会議など)</li> <li>・ 施設の貸出</li> <li>・ 統計資料・記録等の収集及び提供</li> <li>・ 各種団体の作品等展示</li> <li>・ 自主活動の支援</li> </ul>
精華公民館  (精華公民館と本土児童館を機能統合し、精華交流センターとして令和2年4月1日から供用開始)	上野町4丁目23-1 (平成6年4月)	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上2階	1,266.72㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報活動 月1回「やまびこ」の発行 対象世帯 約6,100世帯 ホームページの更新</li> <li>・ 地域住民交流事業の開催</li> <li>・ 子育て支援事業</li> <li>・ 精華公民館まつりの開催</li> <li>・ 各種講座の開設</li> <li>・ 各種講演会・コンサートの開催</li> <li>・ 図書閲覧・貸出</li> <li>・ 公民館活性化委員の事業</li> </ul>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の連携・支援（児童館、小中学校、自治組織、青少年まちづくり市民会議など）</li> <li>・施設の貸出</li> <li>・統計資料・記録等の収集及び提供</li> <li>・各種団体の作品等展示</li> <li>・自主活動の支援</li> </ul>
小泉公民館	小泉町8丁目80 (平成5年4月)	鉄筋コンクリート造 地上3階	1,238.08㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動 月1回「オアシス便り」の発行 対象世帯 約4,300世帯 ホームページの更新</li> <li>・小泉公民館まつりの開催</li> <li>・各種講座の開設</li> <li>・各種講演会・コンサートの開催</li> <li>・図書閲覧・貸出</li> <li>・公民館活性化委員の事業「小泉ふれあい広場」</li> <li>・地域活動の連携・支援（児童館、小中学校、自治組織、青少年まちづくり市民会議など）</li> <li>・施設の貸出</li> <li>・統計資料・記録等の収集及び提供</li> <li>・各種団体の作品等展示</li> <li>・自主活動の支援</li> </ul>
養正公民館	陶元町135-3 (平成2年4月)	鉄筋コンクリート造瓦葺 地上2階	976.19㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動 月1回「養正公民館だより」の発行 対象世帯 約5,900世帯 ホームページの更新</li> <li>・養正公民館まつりの開催（年1回）</li> <li>・各種講座の開設</li> <li>・各種講演会・コンサートの開催</li> <li>・図書閲覧・貸出</li> <li>・公民館活性化委員の事業</li> <li>・地域活動の連携・支援（児童館、幼保小中高等学校、自治組織、青少年まちづくり市民会議など）</li> <li>・施設の貸出</li> <li>・統計資料・記録等の収集及び提供</li> <li>・各種団体の作品等展示</li> <li>・自主活動の支援</li> </ul>
南姫公民館	大針町283-1 (平成3年4月)	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上1階	992.09㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動 月1回「ひめじん」の発行 対象世帯 約4,100世帯 ホームページの更新</li> <li>・スローライフ事業</li> <li>・子育て支援事業</li> <li>・南姫公民館 文化祭の開催</li> <li>・各種講座の開設</li> <li>・各種講演会・コンサートの開催</li> <li>・図書閲覧・貸出</li> <li>・公民館活性化委員の事業</li> <li>・地域活動の連携・支援（児童館、小中学校、自治組織、青少年まちづくり市民会議、ふれあいセンター、陶技学園など）</li> <li>・施設の貸出</li> <li>・統計資料・記録等の収集及び提供</li> <li>・各種団体の作品等展示</li> <li>・自主活動の支援</li> </ul>

脇之島公民館	脇之島町6丁目31-3 (平成3年4月)	鉄筋コンクリート造瓦葺 地上2階	773.75㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動 月1回「脇之島公民館だより」の発行 対象世帯 約3,600世帯 ホームページの更新</li> <li>・マイタウンフェスティバルの開催</li> <li>・地域協働事業の開催</li> <li>・子育て支援事業の開催</li> <li>・わきのしまギャラリー (地域住民の発表の場)</li> <li>・各種講座の開講</li> <li>・各種講演会・コンサートの開催</li> <li>・図書閲覧・貸出</li> <li>・公民館活性化委員の事業</li> <li>・地域活動の連携・支援 (児童館、幼稚園、小中学校、自治組織、青少年まちづくり市民会議・社会福祉協議会など)</li> <li>・施設の貸出</li> <li>・統計資料・記録等の収集及び提供</li> <li>・各種団体の作品等展示</li> <li>・自主活動の支援</li> </ul>
笠原中央公民館	笠原町2081-1 (昭和59年11月)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階	4,811.88㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動 月1回「あしすと」の発行 対象世帯 約3,400世帯 月1回「あしすと滝呂版」の発行 対象世帯 約3,050世帯 ホームページの更新</li> <li>・ホール事業の開催</li> <li>・文化祭の開催</li> <li>・各種講座の開講</li> <li>・公民館活性化委員の事業</li> <li>・地域活動の連携・支援 (児童館、小中学校、自治組織、青少年まちづくり市民会議など)</li> <li>・施設の貸出</li> <li>・統計資料・記録等の収集及び提供</li> <li>・自主活動の支援</li> <li>・備品貸与に関する事務</li> <li>・各種団体の作品展示等</li> </ul>

(2) 施設利用者集計表 (部屋の使用人数のみ)

(単位：人)

館名	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
旭ヶ丘公民館	46,755	53,728	31,525	46,218	44,010	※39,420
市之倉公民館	33,039	34,075	34,789	34,277	31,295	※30,483
養正公民館	48,079	47,015	46,123	45,666	45,919	44,687
南姫公民館	42,641	38,149	38,321	36,475	38,106	38,889
脇之島公民館	30,546	28,440	30,215	33,027	33,582	34,311
精華公民館	61,694	60,589	60,321	57,929	55,310	※45,283
小泉公民館	45,829	44,323	48,356	44,681	44,666	※43,757
笠原中央公民館	66,224	49,352	70,244	52,768	56,646	53,712

※元年度から選挙投票による使用人数を除く

(3) 使用料・利用料金

館別	区分	単位	専用使用料 (円)	冷暖房使用料 (円)
旭ヶ丘公民館	大ホール	午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から1時間30分の区分	990	210
	中会議室		250	100
	小会議室		110	100
	研修室		310	100
	和室		250	100
	料理実習室		450	100
市之倉公民館	大ホール		990	210
	研修室		350	100
	和室		250	100
	料理実習室		450	100
	その他の部屋		110	100
養正公民館	大ホール		990	210
	研修室		350	100
	和室		300	100
	料理実習室		450	100
南姫公民館	大ホール		990	210
	研修室		390	100
	和室		300	100
	料理実習室		450	100
脇之島公民館	大ホール		990	210
	研修室		350	100
	和室		300	100
	料理実習室		450	100
小泉公民館	大ホール		990	210
	研修室(大)	350	100	
	研修室(小)	210	100	
	和室	350	100	
	料理実習室	450	100	
	多目的実習室	310	100	

備考

研修室（旭ヶ丘公民館及び市之倉公民館の研修室を除く。）及び和室（市之倉公民館の和室を除く。）の面積を2分の1に分割し、これを一単位として使用させることができる。この場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1に相当する額とする。

(4) 笠原中央公民館

(1) 専用利用料金

ア ホール・楽屋

時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分	午後5時30分から午後9時	午前9時から午後4時30分	午後1時から午後9時30分	午前9時から午後9時30分	延長1時間までごとに	冷暖房料1時間につき
利用区分								

			まで	30分まで	まで	まで	まで		
ホール	平日	9,740円	12,980円	19,470円	22,000円	25,080円	37,620円	3,760円	2,200円
	休日	12,980円	16,230円	24,310円	25,300円	28,930円	43,010円	4,300円	2,200円
1階楽屋 (1室につき)		630円	630円	840円	1,100円	1,540円	1,980円	220円	210円

備考

- 1 冷暖房料の利用料金に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 利用者が入場料等を徴収して使用する場合は、次の額を加算する。
  - ① 入場料等の最高額が500円を超え、1,500円までの場合は、この表に定める利用料金(冷暖房料を除く。)の5割の額
  - ② 入場料等の最高額が1,500円を超え、3,000円までの場合は、この表に定める利用料金(冷暖房料を除く。)の10割の額
  - ③ 入場料等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料金(冷暖房料を除く。)の20割の額
- 3 ホールのうち、舞台のみを利用する場合は、この表に定める利用料金(冷暖房料を除く。)の3割に相当する額とする。

イ 会議室等

利用区分	時間区分	午前9時から始まる1時間ごとの区分及び 午後8時からの1時間30分の区分	冷暖房料 1時間につき
3階視聴覚室		660円	320円
3階会議室(1-1)		250円	210円
3階会議室(1-2)		250円	210円
3階会議室(2)		420円	210円
3階会議室(3)		210円	210円
3階料理教室		760円	320円
3階和室(1)		210円	210円
3階和室(2)		420円	210円
3階茶室(1)		310円	210円
3階茶室(2)		420円	210円

備考

- 1 冷暖房料の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 利用者が入場料金等を徴収して使用する場合は、次の額を加算する。
  - ① 入場料等の最高額が500円を超え、1,500円までの場合は、この表に定める利用料金(冷暖房料を除く。)の5割の額
  - ② 入場料等の最高額が1,500円を超え3,000円までの場合は、この表に定める利用料金(冷房料を除く。)の10割の額
  - ③ 入場料等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料金(冷暖房料を除く。)の20割の額

(2) 附属設備利用料金

多治見市笠原中央公民館附属設備	1件につき5,000円以内で市長が別に定める。
-----------------	-------------------------



(3) 陶芸工房利用料金

施設	区分	使用料
笠原中央公民館陶芸工房	1人1時間につき	110円

備考

- 1 利用者が入場料金等を徴収して使用する場合は、次の額を加算する。
  - ① 入場料等の最高額が500円を超え、1,500円までの場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の5割の額
  - ② 入場料等の最高額が1,500円を超え3,000円までの場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の10割の額
  - ③ 入場料等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の20割の額
- 2 焼成窯を利用するときは、利用料金のほか、別に定める燃料費等の実費相当額を負担するものとする。この場合において、徴収する実費相当額の負担は、利用後速やかに納入するものとする。

## 20. 根本交流センター

### (1) 概要

- ① 所在地 多治見市根本町3丁目55番地の1
- ② 面積  
敷地面積 3,444.77㎡  
建築面積 1,018.95㎡  
延床面積 1,354.27㎡
- ③ 構造 鉄筋コンクリート造地上2階建て
- ④ 供用開始 平成25年4月
- ⑤ 建設費 555,220千円

### (2) 施設

- ① 開館時間  
公民館 午前9時～午後9時30分  
児童センター 午前10時～午後6時
- ② 休館日  
公民館 年末年始（12月29日～翌年1月3日）  
児童センター 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

### ③ 各階案内

	名称	面積 (㎡)	内容
1階	ロビー	166.856	
	乳幼児室	66.290	
	大ホール（遊戯室）	232.151	定員 120席
	小ホール	103.031	定員 30席
	図書コーナー	74.175	
	事務室	57.103	
	地区事務所	68.700	倉庫、更衣室等を含む
2階	会議室1	78.933	定員 42席
	会議室2	49.209	定員 18席
	実習室	55.631	定員 25席
	和室	39.375	定員 15名
その他	授乳室、トイレ（幼児用、多機能等）、倉庫、湯沸、エレベーター、機械室等		

(3) 使用料

区分	使用料（午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（1時間までごとに）
大ホール	990円	210円
小ホール	500円	100円
和室	210円	100円
実習室	350円	100円
会議室1	350円	100円
会議室2	250円	100円

備考 実習室において、調理設備を使用する場合は、午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき100円を加算する。

(4) 使用人数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公民館	55,472	60,365	59,132	55,024	※52,324
児童センター	28,103	31,167	30,328	28,089	28,284
計	83,575	91,532	89,460	83,113	80,608

※元年度から選挙投票による使用人数を除く

## 21. 精華交流センター

### (1) 概要

- ① 所在地 多治見市上野町4丁目23番地の1
- ② 面積  
敷地面積 2,151.37㎡  
建築面積 1,019.09㎡  
延床面積 1,352.95㎡
- ③ 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階建て
- ④ 供用開始 令和2年4月  
※精華公民館と本土児童館との機能統合により、精華交流センターとして供用開始

### (2) 施設

- ① 開館時間  
公民館 午前9時～午後9時30分  
児童館 午前10時～午後6時
- ② 休館日  
公民館 年末年始（12月29日～翌年1月3日）  
児童館 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

### ③ 各階案内

	名称	面積 (㎡)	内容
1階	大ホール	229	定員 200人
	研修室	83	定員 30人
	会議室	38	定員 16人
	乳幼児室	25	
	遊戯室	122	物入れを含む
	事務室	61	
2階	多目的実習室	84	定員 30人
	和室	32	定員 20人
	図書室	83	
その他	授乳室、トイレ（幼児用、多機能等）、倉庫、湯沸、エレベーター、機械室等		

(3)使用料

区分	使用料（午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（1時間までごとに）
大ホール	990円	210円
遊戯室	620円	210円
研修室	350円	100円
会議室	210円	100円
多目的実習室	350円	100円
和室	210円	100円

備考

- 1 多目的実習室において、調理設備を使用する場合は、午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき100円を加算する。
- 2 和室の面積を2分の1に分割し、これを一単位として使用させることができる。この場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1に相当する額とする。